

令和2年2月14日発行

第12号

新冠町地域包括支援センター（保健福祉課）

高橋・白鳥・柳澤・仙波

介護つうしん



その1

ご存知ですか？

成年後見制度

認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産管理や、介護・福祉サービスを利用するための手続き・契約が難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、判断できずに結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。

このような判断能力の不十分な方に代わって、家庭裁判所で選任された第三者が財産管理などを行い、支援するのが、「成年後見制度」です。

《どんなことをしてくれるの？》

家庭裁判所から選任された支援者（成年後見人など）は、大きく分けて、「財産管理」「身上監護」について支援します。

また、本人が単独で行ってしまった契約を取り消したり、本人に代わって法的な契約を結ぶことができます。

財産管理

- ◎ 預貯金の管理
- ◎ 光熱水費の支払い
- ◎ 不動産の管理
- ◎ 遺産分割 など…

身上監護

- ◎ 福祉・介護サービスの利用手続き
- ◎ 医療・施設の入退所の手続きや費用の支払い など…

成年後見制度利用支援事業のご案内

新冠町では、成年後見制度を利用するにあたって、必要な費用を負担することが困難な方に対し、その費用について助成します。

詳しくは 新冠町役場 保健福祉課 介護支援係までお問い合わせください。



新冠町役場 保健福祉課 介護支援係
担当：高橋・白鳥
電話：0146-47-2113



第一部

成年後見落語
「後見爺さん」

落語家

桂ひな太郎氏

第二部 成年後見制度を知ろう

落語家

行政書士

桂ひな太郎氏 × 菊地 淳史氏

成年後見制度は、認知症や様々な障害などの理由で判断能力が不十分な方々の権利を守り、生活を支援する制度です。でも名前は聞いたことがあるけど、中身までは知らないという方が多くいらっしゃいます。

今回は落語で楽しく、笑って学んでみませんか？！

日時 令和2年 **3月3日**(火)
10:30~12:30(開場10:00)

会場 レコード館 町民ホール

【お問い合わせ先】

- 新冠町 保健福祉課 介護支援係 (高橋・白鳥) 47-2113
- 新冠町社会福祉協議会 (柳澤) 47-2130

共催：新冠町 (高齢者虐待防止ネットワーク)・新冠町社会福祉協議会

高齢者権利擁護講演会
落語で成年後見制度

申込
不要

入場
無料

～GPS機器の費用を補助します～

何も言わずに外出して、ちゃんと帰ってくるか、家族の一人歩きが心配・・・

ふとした時に自分の居場所がわからなくなり、自宅に帰れるか心配・・・

認知症等による外出行動で所在がわからなくなる可能性のある高齢者等の介護者へ、位置情報検索機（GPS機器）の導入費補助を行っています。



対象者 : ・町内在住で介護認定を受けており、徘徊行動のある高齢者等を介護する方
・その他上記に準ずる者として町長が認めた方

補助対象 : GPS機器導入に係る初期費用
(GPS端末機器費用・登録費用・端末機器付属品費用等)

補助金額 : 補助対象費用の9割分
(10円未満端数を切り捨て。上限20,000円)

☆GPS端末についてもご案内をしています☆

☆詳しくは 新冠町役場 保健福祉課 介護支援係 まで☆

新冠町役場 保健福祉課 介護支援係
担当 : 高橋・白鳥
TEL : 0146-47-2113

にん ち しょう

 **認知症勉強会** 

～「認知症サポーター養成講座」のご案内～

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気です。高齢者の約4人に1人は、認知症あるいは認知症予備軍と言われており、決して他人事ではありません。認知症になっても、これまで通り暮らし続けるためには、地域の理解が重要となることから、この機会に、皆さんで認知症について学んでみませんか？

日時

令和2年 **3月7日** (土)

午前の部 10:00～11:30 (開場 9:30)

午後の部 18:00～19:30 (開場 17:30)

場所

レ・コード館 研修室1

対象者

認知症の人やそのご家族の理解者として、地域で支え合う意欲のある方

- ・事前申し込みは必要ありません。
- ・午前の部と午後の部は同じ内容となっております。どちらか都合の良い時間にお越しください。
- ・受講者には、終了後、認知症サポーターの証として、オレンジリングを贈呈いたします。

【お問い合わせ先】

新冠町 保健福祉課 介護支援係

高橋 ・ 白鳥

電話 : 47-2113 (直通)